

裁判所まで ひとつ跳び

弁護士に依頼
した事件、ど
うなるの？

●弁護士に離婚事件を委任した場合、弁護士がどのように活動し、手続きがどのように進行するかを、夫の浮気、子供1人、生活費を払ってこないという事例を設定してまとめてみました。



家庭裁判所

◎H13.10.15 打ち合わせ



今日は、この
用意された時
系列表と証拠
写真を持って
きました。

それでは、この
時系列表にした
がって申立書を
作成しましょう。

カタカタカタ



START

◎H13.10.10

依頼者
A田さやかさん



夫とは、7年前に結婚して
現在5歳の娘がいます。
今年の5月に夫の浮気が
発覚したので実家に帰っ
ているのですが、夫は生
活費を全然払ってくれな
いのです。

それでは、まず、家
庭裁判所に「夫婦関
係調整調停」の申立
と「婚姻費用分担調
停」をしましょう。



家事事件の流れ

ご注意!!

実際の事件は様々であり、離婚の見通し、相談者のおかれた状況や、今後の生活等の全てを考慮したうえ、方針を決めています。
ここに書き記したものは、いくつかの事例を参考にしてまとめたものですので、実際の事件が、この例のような方針、解決になるとは限りません。離婚事件は、この例のように進行する場合もありますが、対立が激しく、解決までに長時間を要する場合もあります。
また、ここに示した例は、実在の人物・事件とは全く関係がありません。

婚姻費用分担と月 一回の面接交渉に つき調停成立。

少しだけホッ
としました。



◎H13.11.26 家庭裁判所 (第1回調停期日)



生活費は、月10万円
払います。でも、今は、
子供に会わせてもらっ
ていないので、月1回
は、子供に会わせてく
ださい。



◎H13.10.20 「夫婦関係調整調停」及 び「婚姻費用分担調停」 の申立→毎月15万円の 生活費を請求する。

◎H14.4.10

地方裁判所に離婚訴訟を提起→
離婚と親権者の指定、財産分与
としての貯金の半分の200万
円、慰謝料金300万円を求める。
併せて、浮気相手に対しても、
慰謝料を求める。

◎H14.7.22 地方裁判所 (第3回口頭弁論期日) 原告・被告本人尋問

子供は責任を
持って私が育
てます。



確かに浮気をしまし
ましたが、それ以前から
夫婦関係は冷え切っ
ていました。



支合う資力
がありません。



◎H14.9.2 地方裁判所 (和解期日)

GOAL

◎H14.10.1 和解成立!

「離婚が成立。親権者を
さわかさんにする。財
産分与200万円、慰謝料
を連帯して200万円払
う。」との和解。

やっと、解決したので子
供と一緒に前向きに生活
していきたいです。



ママ

お疲れさ
までした。

◎H13.12.17, H14.1.28 家庭裁判所 (第2回・第3回調停期日) 話し合いは平行線をたどる……。

話し合っても、夫
婦関係はもとには
戻らないと思うの
で、離婚しよう
と思っています。子供
は、譲りたくあり
ません。財産分与
と慰謝料も請求し
たいです。



離婚についてはいいです
が、子供は譲りたくない
し、浮気をした時はもう
夫婦関係は冷え切った
のですから慰謝料は払
いたくありません。

◎H14.2.25 家庭裁判所 (第4回調停期日)



話し合いでまとまる
見込みがないので、
調停は不成立とい
うことにしましょう。
(調停委員)



それでは、裁
判をしましよ
う。



◎H14.4.2 打ち合わせ

浮気相手にも慰
謝料を請求した
いのですが……



裁判を提起するに
あたって、証拠を
整理して訴状をつ
くりましょう。
不貞相手にも慰
謝料を請求
しましょう。



地方裁判所

◎14.5.13, H14.6.17 地方裁判所 第1回・第2回口頭弁論期日) 準備書面 (お互いの主張が書かれた 書面) とこれまでの経過を書いた陳 述書などの証拠を提出。

家事事件 の 豆知識



01. 当事者同士の協議離婚がま
まらぬ場合とは？

いきなり裁判を起すことはで
きず、家庭裁判所に調停を申立
て、調停委員(審判官一名と調停委員二名
の合議体)を介した話し合いをするこ
とになります。

02. 婚姻費用分担調停とは？

夫が生活費を払ってくれない場合
には、「夫婦関係調整調停」と併せて「婚
姻費用分担調停」の申立をして、未
払の生活費や離婚までの生活費を求
めることができます。

03. 相手方と会いたくない!

家庭裁判所の申立入控室と相手方控
室は別れていて、調停委員とも交互に
話をするので基本的には顔を合わせ
ることはありません。

04. 財産分与とは？

夫婦間に、財産がある場合には、財
産分与を請求して、財産を分けても
らう権利があります。専業主婦の場合
でも、財産の二分之一を貰えることが多
いです。

05. 調停のペースは？

だいたい一ヶ月に一回くらいのパ
ースで調停期日が入ります。調停の場
合には毎回出席してもらうのが原則です。

06. 調停の期間は？

離婚調停の平均調停期間は六ヶ月
くらいです。開催回数は、五回までが約
九〇%となっています。

07. 調停でまとまる率は？

実際は、約五〇%の事件は、調停で
まとまっています。調停が成立した場
合には、調停調書が作成され、離婚届
を出さなくても調停成立によって離婚
が成立します。もっとも、戸籍に離婚
の事実を記載するため、調停成立から
一〇日以内に、離婚調停調書の原本を
送って離婚届の届出をしなければなり
ません。

08. どうやって証明するの？

不品行等は、配偶者に秘密に行われ
ることが多いので、立証が容易ではあ
りません。証拠としては、写真、手紙、
メール、クレジットカードの利用明細
書、興信所の利用等も考えられます。

09. 裁判官宅毎回来るのは大変だよね……

訴訟の場合は、調停とは違い毎回来
る必要があります。但し、本人尋問
のときは、来る必要はありません。

10. 主尋問と反対尋問とは？

まず、自分が依頼した弁護士から質
問があり(主尋問)、その後、被告の弁
護士から質問があります(反対尋問)。
裁判官も質問します(補充尋問)。

11. 訴訟の期間は？

離婚訴訟の審理期間は、六ヶ月から
一年半くらいが平均です。

12. 親権者の指定は？

親権者は、子供の年齢や養育環境を
考慮して子供の健全な育成のためより
よいと判断された方に指定されます。
子供の健全な成長には両親の愛情が必
要との観点から、通常、親権者とな
らなかった方も子供に会うことは認めら
れます。